令和８年 11 月 10 日

市政記者各位

財政局技術監理課

麻生コンクリート工業株式会社が JIS 規格に適合しない疑いのあるコンクリートを出荷した事案への本市の対応について

令和８年 11 月９日付で、経済産業省から JIS A 5308（レディミクストコンクリート）の認証製造事業者である麻生コンクリート工業株式会社（以下「同社」）の JIS マーク認証の取り消しが公表されたことを受け、本事案に関する市の対応についてお知らせします。

１　事案の概要

経済産業省の公表によると、同社は長期間にわたり購入者に提出した配合計画書と異なる種類のセメント又は異なる配合でコンクリートを製造・出荷し、これを隠ぺいするために記録を改ざんしていたとされております。

現在、同社及び同社が設置した調査委員会などにより、出荷先や使用部位、強度試験の実施状況などの調査を進めるとともに、当該コンクリートの品質等について関係機関との協議・調整が行われております。

２　福岡市の対応

公共工事においてコンクリート構造物を建設する際は、通常、使用部位等に応じた強度試験が行われておりますが、長期的な品質など調査・確認が必要と考えております。

本市においては、同社に対し市発注工事への出荷状況や使用部位等の調査・報告を求めており、今後、同社の報告に基づいて工事関係資料の調査を進めてまいります。

また、国等の関係機関等とも連携し、同社に対し必要な対応を求めてまいります。

３　相談窓口

本事案の相談窓口が麻生コンクリート工業株式会社に設置されています。

【窓口】麻生コンクリート工業株式会社　電話番号：092-621-5352

＜参考＞

・経済産業省プレスリリース

・国土交通省プレスリリース

【問い合わせ先】
財政局技術監理課　宮﨑
電話　092-711-4844　内線 6167

経済産業省
Ministry of Economy, Trade and Industry

麻生コンクリート工業株式会社のJIS認証取消報告がありました

2026年11月9日

▶経済産業

JISマーク表示制度の登録認証機関である一般財団法人日本建築総合試験所が、日本産業規格（JIS A 5308）の認証製造業者である麻生コンクリート工業株式会社に対して審査を行った結果、JISマーク認証の取消しを行った旨の報告がありました。

1. 報告の概要

本日、産業標準化法に基づく「鉱工業品及びその加工技術に係る日本産業規格への適合性の認証に関する省令」（平成17年厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第6号。以下「省令」という。）第22条第4項に則り、JISマーク表示制度の登録認証機関である一般財団法人日本建築総合試験所（以下「日総試」という。）から以下の報告がありました。
日総試は、認証製造業者である麻生コンクリート工業株式会社の関係者から、JISマークを表示している製品について、JIS規格で求める品質管理体制の基準に適合しない取扱いが行われていたとの報告を受け、2026年10月22日に現地調査を実施したところ、長期間にわたり購入者に提出した配合計画書と異なる種類のセメント又は異なる配合で製造・出荷し、これを隠ぺいするために記録を改ざんしていた事実を確認しました。
日総試は、審査内容の検討の結果、省令第2条に定める品質管理体制に関する基準を満たしておらず、不適合の内容が重大であると判断し、2026年11月9日付で、同社の次の認証を取り消しました。

2. 認証取消しとなる製造業者

（1）製造業者名

麻生コンクリート工業株式会社（法人番号3290001038553）

（2）認証に係る工場の名称、所在地

工場名：麻生コンクリート工業株式会社
所在地：福岡県糟屋郡粕屋町大字仲原2648番地

（3）認証年月日、認証番号及び取消しの対象となるJIS番号

認証年月日：2007年3月28日
認証番号：GB0806110

JIS番号：A 5308 レディーミクストコンクリート

担当

- イノベーション・環境局 国際標準課長 中野
 担当者：小林（寛（ひろし））、牧野
 電話：03-3501-1511（内線 3423）
 メール：bzl-s-kijun-ISO★meti.go.jp
 ※［★］を[@]に置き換えてください。

- 九州経済産業局 地域経済部 産業技術革新課長 小倉
 担当者：岡田、中村
 電話：092-482-5465（直通）
 メール：bzl-kyushu-jis★meti.go.jp
 ※［★］を[@]に置き換えてください。

国土交通省
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism
Press Release

令和８年１１月１０日
九 州 地 方 整 備 局

麻生コンクリート工業株式会社が JIS 規格に適合しない疑いのあるコンクリートを出荷した事案について

１．事案概要

JIS A 5308（レディーミクストコンクリート）の認証製造業者である麻生コンクリート工業株式会社が、令和８年 11 月９日付で、JIS マーク認証の取消しとなりました。経済産業省による公表内容
（URL：https：//www.meti.go.jp/press/2026/11/20261109002.html ）

JIS マーク表示制度の登録認証機関である一般財団法人日本建築総合試験所が審査を実施した結果、JIS マークを表示している製品について、長期間にわたり出荷先に提出した配合計画書と異なる種類のセメント又は異なる配合で製造・出荷し、これを隠ぺいするために記録を改ざんしていた事実が確認されたことによるものです。

また、麻生コンクリート工業株式会社の関係会社から国土交通省に対し、福岡県内の建築物等の施工において、麻生コンクリート工業株式会社が出荷した JIS 規格に適合しないコンクリートが使用されている可能性があるとの報告がありました。

２．国土交通省の対応

麻生コンクリート工業株式会社の関係会社からの報告を受け、ヒアリングを実施するとともに、JIS 規格に適合しない疑いのあるコンクリートが使用された建築物について、調査およびその結果の報告等を指示しました※。指示事項の詳細は、別紙のとおりです。

今後、調査の結果、当該コンクリートが建築基準法の規制対象となる部位に使用されていることが確認された場合には、同社による必要な是正等が迅速かつ円滑に実施されるよう、関係特定行政庁と連携して対応してまいります。

※　建築基準法では、建築物の基礎や主要構造部等に使用されるコンクリートの品質について、JIS 規格に適合するもの又は国土交通大臣の認定を受けたものを求めている。

《問い合わせ・相談窓口》

○麻生コンクリート工業株式会社　和泉（いずみ）、河邉（かわべ）
　電話番号　092-621-5352
　受付時間　9:00～16:00（土、日、祝休日を除く）

○公益財団法人　住宅リフォーム・紛争処理支援センターに次の消費者相談窓口（愛称：住まいるダイヤル）を設置しています。
　電話番号　03-3556-5147
　受付時間　10:00～17:00（土、日、祝休日、年末年始を除く）

【問い合わせ先】
国土交通省九州地方整備局　建政部　住宅調整官　辻野　満（内線 6114）
住宅整備課長　続　功輔（内線 6181）
電話番号：092-471-6331（代表）　092-409-0613（直通）

別紙

《国土交通省から麻生コンクリート工業株式会社に対する指示事項》

（１）JIS 規格に適合しない疑いのあるコンクリートの出荷状況等の調査・報告

JIS 規格に適合しない疑いのあるコンクリートについて、建築物における出荷先・使用部位等を調査し、報告すること。

（２）出荷先等への説明

JIS 規格に適合しない疑いのあるコンクリートの建築物における出荷先その他関係者に対し、事実関係や今後の対応等について、丁寧な説明を行うこと。

（３）特定行政庁への説明

JIS 規格に適合しない疑いのあるコンクリートを建築基準法の規制対象となる部位に使用された可能性がある場合は、関係特定行政庁に対して丁寧な説明を行うこと。

（４）その他のコンクリートの出荷状況等の調査・報告

その他のコンクリートについても、建築基準法への適合性を確認し、適合しない疑いのあるコンクリートがある場合は、出荷した事実の有無等を調査し、報告すること。

（５）問い合わせ・相談窓口の設置及び関係者への対応

問い合わせ・相談窓口を設置し、所有者その他関係者の意向を十分に把握し、誠意を持って真摯に対応すること。